

## 赤猪子地区 地域農業マスタープラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	平成24年12月27日	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
赤猪子		

## 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	57.20	ha
② 中心経営体の耕作面積の合計	48.00	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	—	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00	ha
(備考)		

注：④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

## 2 対象地区の課題

農業を取り巻く環境は厳しく、基盤整備により働く環境は良くなったが、従事する人の高齢化や後継者不足が課題である。
---

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体への農地の集約はすべて完了しているものの、まだ個別完結での作業である。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 鳥獣被害防止対策の取組	
中山間地域等直接支払交付金を活用し、爆音機の設置やイノシシを捕獲する囲い罟、電気柵の設置を行う。	
(2) 耕作放棄地の未然防止	
多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐ。	
(3)	
(4)	
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 <sup>注)</sup>	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	48.00 ha	57.20 ha	84 %
今後	48.00 ha	57.20 ha	84 %